

防衛大における人権侵害裁判について

井下 顕

現在、国（自衛隊防衛大学校）を相手に、福岡地方裁判所において人権侵害裁判がたたかわれています。この裁判のなかで明らかにされた自衛隊防衛大学校における凄まじいじめや暴力の実態を知っていただき、自衛隊とはどのような組織か、憲法9条に自衛隊を明記することは是非かを考える一助になればと思います。

1 自衛隊防衛大学校とは

(1) 幹部自衛官を養成する教育・訓練施設
自衛隊防衛大学校（以下、防大）は「大学」の名が付くものの、文科省が所管する「大学」ではなく、将来の幹部自衛官を養成する教育・訓練施設であって、学生の身分は自衛隊員であり、特別職の国家公務員です。神奈川県横須賀市に所在しています。

なく、「粗相ポイント制」が始まりました。これは防大の寮の部屋（各学年2人の8人）ごとに存在すると言われていますが、1年生が「粗相」をした場合に上級生がポイントを加算していく制度です。粗相といってもたいしたことではなく、例えば、シャツにアイロン掛けしたものの筋が入っていたら1点、糸くずがついていたら1点というふうに粗相ポイントが加算されていきます。

粗相ポイントが20点程度になると罰ゲームが待っています。罰ゲームの種類は数多く存在します。例えば、東京の鶯谷にある風俗店に連れて行かれ、そこで性行為を強要され、その最中の写真をSNSにアップするよう命令されるわけです。原告はそうした行為に及ぶことが嫌だったので風俗行きを拒否したところ、上級生の命令に従わない反抗的な人間だということで別の罰ゲームをさせられました。体毛にアルコールを垂れるほど吹きかけられてライターで火を放たれる、大きな炎が上がって原告は大やけどをします。部屋では体毛が焼ける臭いが充満し、そこに教官が入ってきて、教官は原告の被害確認もしないまま「あまり騒ぐなよ」という程度で帰っていく。原告は火傷の傷が癒えないまま遠泳をさせられ、なかなか傷が治らないという状況が続くなどしたのです。

(2) 毎年600名の入学予定者、入校式までに多い時は100名前後が入学辞退

防大は1年から4年まであり、合格者は毎年600名以上（定数は約480名）に上ります。防大では全寮制の下、24時間365日、外部から遮断されて寮生活を送ります。防大に合格した入学予定者は毎年、着校日である4月1日から入学式前日の4月5日までの5日間、実際に防大生活を体験しますが、そこで入学予定者の内の数十名、年によつては100名近くが入学を辞退して帰路につきます。4月6日の入校式の日、門前では保護者とともに門をくぐる入学者と門からタクシーに荷物に乗せて帰路につく入学辞退者が交錯し、異様な光景だと言われています。

(3) 学生間指導、という特殊な上命下服の秩序

防大では、上級生が下級生を「指導」する

(2) 次第にエスカレートしていく暴力・いじめ・虐待

原告は、上級生の命令に従わない反抗的な人間というレッテルが貼られてしまい、特定の上級生からターゲットにされました。そうした中、原告はことあるごとに「反省文」を書かされるようになります。とくに原告の体毛に火を放った上級生から、自習時間に携帯電話を触っていたなどの理由で反省文を書くよう命じられました。しかも何十回と書き直しを命じるというもので、朝、昼、晩、反省文の作成を命じられます。ボールペンでの作成のため、1字でも間違えると全部やり直し、夜中遅くに命じられて朝一番で提出させられることもありました。しかもそれが進級がかかった試験期間中に集中して行われ、原告はほとんど勉強時間が確保できず、留年も覚悟のうえで約1か月間にわたって同じ反省文を書かせられ続け、最後にはその暗誦まで命じられるという次第でした。

原告が母親に防大の実態のほんの一端を話したところ、母親が防大に連絡をして教官と話しました。しかし、教官は被害の実態も全く確認しないまま、反省文を書かせることも指導のうちなどという態度に終始し、対応しようとしませんでした。切羽詰まった母親が、地元福岡県の自衛隊協力本部を通じて連絡し

学生間指導が行われています。これは、将来の幹部自衛官として部下自衛隊員を指揮するための訓練という位置付けもあるようです。しかしその実態は、いじめや暴力の温床となつていくといつて過言ではなく、学生を指導すべき立場にある教官も、学生間指導における暴力を見て見ぬふりをしていくといわざるを得ない実態があります。うがった見方をすれば、学生間指導を通じて、上級生に逆らつたり権利意識の高い学生（命令に従わない学生）を早期に見つけ出し、防大から排除するためにそれが機能しているのではないかと考えざるをえない実態があるのです。

2 原告が受けたいじめ・暴力等の数々

(1) ささいな反抗から始まったいじめ
人権侵害裁判の原告が防大に入学して間も

でもらったところ、ようやく反省文の指導は止んだのですが、その直後から別の上級生による反省文の指導が始まり、さらにその3日後には別の上級生から、朝起こさなかつたという理由で顔を殴られるなどのひどい暴力を受けたのです。

(3) 防大から追い出そうとする意図に買われた集団いじめ

原告はそうした1年時の辛い時期を乗り越え、何とか2年時に上がりましたが、原告はそうした暴力による「指導」は下級生にはしたくないと思っていました。すると同級生から、お前の指導はなっていないなどとして今度は同級生からも指導を受けるようになっていきました。同級生の指導といっても、そうした指導を行うのは、教官らから「役職」を与えられた同級生です。その役職が与えられた学生が原告をターゲットにするのはなぜか。当時は分かりませんが、裁判を通じて明らかになった様々な事実や資料から考えられることは、「指導記録簿」という個々の学生に対する評価を記載した書類があつて、その指導記録簿に基づいてこうした学生間指導が行われているのではないかと推測されます。

個々の学生の指導記録簿を最終的にとりまとめるのは教官です。しかしその中には、「学

生間評価」の項目があつて、上級生が下級生を評価するなど、その内容が詳細に書き込まれているようだったので。原告は1年時、上級生の指導に従わない反抗的な人間というレッテルがすでに貼られていたが、それは指導記録簿にも記載されていたと思われる（裁判でようやく出された原告の指導記録簿は、ほとんど墨塗りのため詳細はほとんど分かりません）。おそらく、役職者クラスの学生になると各学生の評価について情報を共有し合い、指導を行うのだろうと思われるのですが、そのようにして、命令に従わない反抗的な学生としてマークされ、原告は、上級生はもちろん同級生からも防大から追い出される対象として暴力、いじめ等の指導の対象にされていったものと思われま（このことを防大では「ロックオン」されるといわれています）。

(4) 背景にある防大生のエリート意識

ところで、一つの驚くべき「意見書」があります。これは本件事件が起こった後、防大ではいじめや暴力に関する全校アンケートが実施されたり、どうすればこうしたいいじめや暴力がなくなるのか議論が交わされたようですが、その中で当時の防大学生隊長が「学生間指導の在り方について」という「意見書」

を出していたのです（防大学生隊長というのは学生のトップです）。

「意見書」では、「現在、防衛大学校が置かれている状況は開校以来の最大の危機といえるものである。」「特に保険金詐欺事案、いじめ問題は防衛大学校に留まらず自衛隊に対する国民の信頼を失墜する大問題である。」「この危機意識が語られます。しかし、問題は「近年発生している暴力事案の原因となるのが、服務事故を起こした学生への指導により起きている」ところ、「服務事故を起こした学生への、学校としての処分は存在するが、学生間での明確な処分が存在しないため、学生が不満を抱き、その結果として当該学生の制裁として暴力事案が起きていると考える。」などとして、「学生舎生活において服務規律違反を犯した学生に対して学生間での明確な罰則規定を設ける必要がある」などとしているのです。

「学生間での明確な罰則規定」を設けよ、というのには、「学生間指導」における指導学生による制裁の権限を与えよというものであり、全く真逆の方向での意見であるといわなければなりません。

この「意見書」はさらに、「防衛大学校に入校する前の選定段階において中学又は高校での運動部や生徒会活動への加入を原則義務

による原告に対する朝、昼、晩と、凄まじい暴力が続きます。暴力のほかに、「飛ばし」といって、原告は部屋の私物などをぐちゃぐちゃにされ、次第に追い詰められていきます。そうした中、当該学生長と同部屋の原告の同級生から、同級生たち数十人が集まった目の前でさらにミスを責められ、吊上げられ、暴力をふるわれます。原告が当該学生長から凄まじい暴力を受けていたことに加え、さらに同級生までもが暴力で原告を追い詰めていたのです。原告はその直後、寮の屋上から飛び降り自殺をしようと考え遺書を書きますが、その時、傍らにあった母親からの手紙を見てぎりぎりのところで何とか思いとどまったのです。

(6) 原告を命の危機から救った両親の支え

原告の両親は、そうした原告の状況を聞き、連日教官に連絡をとって対応を求めて訴えましたが、教官は抜本的な対応をとらず、原告はさらに追い詰められていきました。

防大ではこうしたいじめなどを親や教官に「チクる」ことは絶対にやってはいけないこととされ、それ自体でさらにいじめや虐待の対象とされるのです。原告は、最後の救いの手を求めて防大内にあるカウンセリングループに行きました。「学生必携」という防大の

学生の必読書の中に、カウンセリングループは学生に寄り添って対応してくれると書いてあったからです。しかし、原告が必死になつて訴えても、対応したカウンセラーは「1か月もすればやむだろうから耐えろ」、「湿布でも貼っておけ」という対応で、原告はもはや防大の中ではどこにも助けはないと考えるに至りました。

原告はある日、駅のホームから最後に母親の声を聞こうと電話をかけました。その時、もはや一刻の猶予もならないと考えた母親は、原告を必死にとどめ、実家に帰ってくるよう説得し、原告を福岡に連れ戻して休学させました。原告の両親の連日にわたる懸命なサポートがなければ最悪の事態を迎えていたといつて過言ではありません。

(7) 防大から出た後も引き続いたいじめ

原告が防大を休学して帰省して約1ヶ月後、突然、原告の携帯電話（ライングループ）に原告の防大での写真を黒く縁取りした写真（遺影を模した写真）がアップされました。その後すぐに、同級生が「いいねー」ボタンを押し、さらに気持ちの悪いスタンプが実に723個もアップされたのです。これはスタンプ爆撃（スタ爆）という嫌がらせ行為の一種です。

化することが必要」などと述べ、「物事の了見を理解している学生を採用すべき」として、「これは何も文化系部活動を採用しないというわけではなく面接等で見極める必要もある」としながらも、「文化系部活動」をしてきた学生は幹部自衛官にふさわしくないかのような偏見とエリート意識が垣間見られ、こうした学生を「もっと早い段階で振り分けることが必要なのではないだろうか」として、「振り分けは入試の段階で実施し、着校した学生を防大生として接するのが本分ではないだろうか。それが防衛大学校ひいては防衛省自衛隊のために日本のためになると考える」と締めくくられています。

自分たちは選ばれたエリートであるという意識は、昨年起こった国会議員に対する「国賊」発言や、それこそ二・二六事件にも連なるような恐ろしい発想ではないでしょうか。

(5) 原告の自殺未遂

原告は2年時のゴールデンウィークの際、祖父が命にかかわる病気を患ったため、急ぎよ福岡の実家に帰省しようとしていますが、その帰省手続きの中でミスをしてしまいます。教官は原告のミスを捉え、原告が所属していた中隊の学生長に対し、原告をしっかりと「指導」するよう命じます。そこから当該学生長

原告はもはやどこにも逃げ場所はないと考え、その後、受診した病院で重度ストレス障害と診断されました。教官がいじめ問題に全く対応しなかつたために、学生間でも原告の状態すら共有されず、休学後もいじめの対象にされ続けたのです。

3 防大内における凄まじいじめ・暴力等の実態

(1) 防大アンケートに見る凄まじい暴力等の実態

弁護団は、防大における歴年の服務違反行為数や自殺者数、刑法犯相当数や脱柵者数（防大から逃走しようとした者の数）などを情報公開請求で取り寄せ、証拠として裁判所に提出しました。

防大では、毎年数名の自殺者もしくは自殺未遂者が出ており、さらには毎年の刑法犯相当数は数十件にのぼり、脱柵者の数も毎年数十件にのぼっています。

防大では、指導の名の下に、先の「粗相ポイント制」だけでなく、「食いシバキ」といって、カップ麺の乾燥した麺だけを制限時間内に限界が来るまで食べさせる、ラー油の一口气飲み、賞味期限切れの食べ物を無理矢理食べさせる、空気椅子（両手は前方に地面水平

に挙げたまま、両膝を折ってあたかも椅子があるような姿勢を10分〜20分保たさせる)など、実に様々な「指導」が行われていますが、原告もさせられたファイア(体毛にアルコールを吹きかけて火を放つ行為)やエアガンで撃つなどはアンケートの中でも実に多くの学生が体験させられたり、見たりしている実態などが明らかになったのです。※末尾に原告が提訴にあたって整理した「指導」の例を挙げています。

もはや「荒れる学校」「暴力学校」どころではなく、ルールも何もないような、そこにあるのは上命下服、理不尽な命令であつても上級生の命令には必ず従わなければならないというルールだけが存在しているといつて過言ではないのです。

(2) なぜ、防大ではいじめ・暴力等がなくならないのか

被告学生らに対する裁判での尋問では、こうした暴力やいじめは、防大の「伝統」であるといふ供述した被告学生もいました。しかし、防大から毎年数十人の学生が排除され、自殺者や自殺未遂者が後を絶たない現状は、「伝統」という言葉だけで片付けられてはならないと思います。

24時間365日、寮での集団生活を余儀なく

て不法行為責任(民法709条)を追及し、他方、被告国に対しては国家賠償法の構成ではなく、そうした実態を放置していたことと安全配慮義務違反(民法415条)を追及するという構成をとっています。

なぜならば、こうした違法ないじめや人権侵害に加担した学生らが、国家賠償法を隠れ蓑に責任を免れるのは不当であつて、防大におけるいじめや人権侵害をなくしていくためには、個々の学生の責任を問いつつ、こうした行為が許されない行為であるとの認識を持つてもらう必要があること、また、防大(国)については、たんに防大がこの学生の責任を肩代わりするのではなく、自らの責任として、この学生の生命・身体の安全を確保する義務があることを明らかにし、それに違反したことを明確にする必要があると考えたのです。

(3) 被告学生個人に対する判決、国に対する裁判の現状

裁判において国(防大)は、徹底した情報隠蔽と責任逃れの姿勢に終始しています。被告人権侵害の実態に迫る様々な書面は、ほとんどが黒塗りで開示され、刑事罰が下された学生ですら自らの責任を否定したり、教官に至つては、暴力はいけないと日頃から注意し

くされる中で、学生には相当のストレスがかかっているでしょうし、防大では防大卒業後の任官が至上命題になっていますから、任官拒否者を出させないために相当の圧力がかかっているのも現実です。とくに、2015年の安保関連戦争法が強行採決、施行されて以後、自衛隊がわが国を防衛するための存在でなく、アメリカ軍を守るためにアメリカ軍が世界中で引き起こす戦争に動員されるという現実が明らかになるにつれ、防大生をとりまく環境や卒業後の進路への不安もかつてないほど高まっていると言わなければなりません。こうした環境下にあつて、学生間指導がストレスのはけ口になっていくとすれば、こうした学生間指導こそ廃止し、いじめや暴力が発生する根本をどう克服するかを考えなければ、いじめや暴力は決してなくならないでしょう。すなわち、自衛隊員や防大生の人権を日々どう守つていくのか、その根底にある専守防衛と安保関連戦争法の矛盾を克服していくことなどなしには、根本的な解決には決して繋がらないと考えます。

4 裁判の現状について

(1) 裁判の目的とは

ところで、本件裁判の目的は、第一に、こ

うした中で裁判所は、被告学生の裁判と被告国の裁判を途中で分離し、被告学生に対しては、本年2月5日に判決が下されました。裁判所は、被告学生8名のうち7名に対して総額95万円の賠償を命じました。裁判所の基本的なスタンスとしては、行為の外見上、公務性が認められれば被告学生個人の責任は免責されるというものでしたが、裁判所は、被告学生8名のうち7名について不法行為責任を認め、総額95万円の賠償を命じました。95万円という低い賠償額には不満が残りましたが、双方控訴せず、被告学生に対する判決は確定しました。

一方、国に対する裁判は、来る6月13日に口頭弁論が終結され、判決は夏以降、年内には出されるものと思われれます。

(4) 憲法9条に自衛隊を明記させてはならないこと

今年の5月3日の憲法記念日に、安倍首相は改めて2020年までの改憲、すなわち憲法九条に自衛隊を明記する決意を表明しました。本件裁判でもそうですが、自衛隊はもちろ

れまですつと隠蔽され続けてきた防大内における凄まじいいじめ・人権侵害の実態を広く国民に知らせることに考えると考えています。

自衛隊内では、実に多くの人権侵害事件やいじめ自殺事件など目を覆うような事件が後を絶ちません。しかし、こうした事件が広く報道されることも少なく、まずはこうした実態を広く知ってもらうことがこの裁判の目的だと考えています。将来の幹部自衛官を養成する機関において、こうしたいじめや暴力、人権侵害がなぜ起こるのか、この問題に正面から向き合い、合わせて自衛隊とは何か、軍隊とは何か、国を守ることとは何なのかを考えなければならぬ時期に来ているのではないのでしょうか。

(2) 公務員の個人責任の追及と国の安全配慮義務違反の責任追及

現状、国家賠償における公務員の個人責任は免責されています。すなわち、国家賠償法上、公務員個人は違法行為を行ったとしても、直接被害者に対し責任を負わない構造になっています。

本件でも被告学生は、「指導」の名の下にいじめや人権侵害行為に及んだ行為の責任は不問に付されてしまう可能性もあったのです。しかし弁護士は、被告学生個人に対し、あえ

れ、国民には知らされないよう細心の注意が払われています。

しかしながら、自衛隊が憲法違反かどうかはさておき、自衛隊に対する民主的コントロールをきちんと及ぼそうとするならば、自衛隊に関する情報が広く国民に開示され、国会を通じたコントロールがなされなければならぬことは当然です。とりわけ、憲法9条の制約下であり、また、近年は様々な自衛隊に関する情報が秘匿されたり廃棄されたりしている現状にあつてはなおさらです。

最近では自衛隊員の募集をめぐる、各自治体に対する圧力が強まっています。私たちは、自衛隊の実態を広く国民に知らせ、正確な情報を提供していかなければならないのではないのでしょうか。全国各地の平和委員会のみならず、皆さんが旺盛に学習会等を開催していただきたくお願いいたします。

(い)のした あきら、弁護士・福岡県平和委員会代表理事